

平成24年第3回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年10月12日）

（午前 9時56分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成24年歌志内市議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に4番下山則義さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件及び報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

ここで、報告いたします。

去る9月18日、谷秀紀さんから一身上の都合により、9月19日をもって議員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、9月19日に許可いたしましたので報告いたします。

次に、先般開催された議会運営委員会において、欠員となっております委員長に梶敏さんが選任された旨、通知がありましたので報告いたします。

以上で、報告を終わります。

報 告 第 1 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第13号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 一登壇一

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第13号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、市議会議員の辞職に伴い、平成24年10月21日執行の歌志内市長選挙にあわせて市議会議員補欠選挙を行うこととなりました。

また、戸籍総合管理システム導入に係る戸籍データ作成委託業務の債務負担行為については、期間の設定において平成24年度を追加する必要が生じました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

一つ、平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

次ページをお開き願います。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は省略いたします。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、変更。

事項、戸籍総合管理システム導入に係る戸籍データ作成委託業務。

補正前の期間、平成25年度。

補正後の期間、平成24年度より至る平成25年度。

なお、限度額に変更はありません。

これは、本年第3回定例会市議会において補正いたしました戸籍データ作成委託業務の債務負担行為について、設定期間を追加しようとするものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(歳出)。

2款総務費4項選挙費3目市議会議員補欠選挙費1節報酬2万7,000円の増額補正は、選挙立会人報酬で、3節職員手当等3万7,000円と8節報償費34万円の増額補正は、選挙事務従事者に係る時間外勤務手当と報償金であります。

9節旅費5,000円の増額補正は、選挙立会人及び選挙管理委員の費用弁償で、11節需用費31万8,000円の増額補正は、ポスター掲示板等消耗品費が21万円、投票用紙等の印刷製本費が10万8,000円であります。

12節役務費6,000円の増額補正は、投票用紙計数機の点検手数料で、13節委託料41万2,000円の増額補正は、ポスター掲示場設置等委託料であります。

19節負担金補助及び交付金154万2,000円の増額補正は、次ページに参りまして、立候補予定者を3人と見込んでの選挙運動公費負担金が136万円、不在者投票事務取り扱い交付金が18万2,000円であります。

次に、15款1項1目とも予備費268万7,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものです。

以上で、報告第13号の専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第13号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第13号は、報告のとおり承認されました。

議案第49号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 議案第49号歌志内市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ー登壇ー

議案第49号歌志内市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、中・北空知廃棄物処理広域連合が排出する焼却灰を衛生的に処理し、地域の環境保全を図るため、株式会社エコバレー歌志内が東光地区に所有する一般廃棄物最終処分場を本市が譲り受けることに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部を改正する条例。

歌志内市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例（平成15年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で御説明いたしますので、臨時会資料の1ページをごらん願います。

第1条は、目的の規定であります。今回、譲り受けを受ける東光地区の一般廃棄物最終処分場では、中・北空知廃棄物処理広域連合の構成市町において発生する一般廃棄物の焼却灰等を処理することになるため、条文を整備するものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定であります。株式会社エコバレー歌志内から東光地区の一般廃棄物最終処分場を譲り受けることに伴い、当市が所有する一般廃棄物最終処分場が2施設となるため、それぞれの最終処分場の名称を上歌最終処分場、東光最終処分場とし、上歌最終処分場の位置を歌志内市字上歌3番地3、東光最終処分場の位置を歌志内市字東光2番地1と定めるものでございます。

第4条は、搬入できる廃棄物の規定であります。上歌最終処分場に搬入できる廃棄物は、従前どおり、一般廃棄物のうち規則で定める廃棄物とし、東光最終処分場には中・北空知廃棄物処理広域連合のごみ焼却施設から排出される燃え殻、処分するために処理したばいじん及び燃え殻に限定するものでございます。

次のページに参りまして、第6条は、休日及び開場時間の規定であります。上歌最終処分場につきましては、休日を日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び市長が必要と認めた日とし、開場時間は午前8時30分から午後5時までとしております。

東光最終処分場につきましては、広域連合の焼却施設から毎日灰運搬がされる予定でありますので、休日は市長が認めた日とし、開場時間は上歌最終処分場と同じく午前8時30分から午後5時までとしております。

第7条は、処理手数料の規定であります。東光最終処分場の運営にかかる経費は広域連合に負担いただきますので、処理手数料の規定は従前どおり上歌最終処分場に限定するものでございます。

第8条は、搬入の制限の規定であります。市外からの廃棄物の搬入制限について、東光最終処分場については広域連合のごみ処理施設から排出された焼却灰を除くものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

第2項は、経過措置でございます。当分の間、中空知衛生施設組合、砂川地区保健衛生組合及び北空知衛生センター組合の可燃ごみを処理した焼却残渣については、東光最終処分場に搬入することができることとするものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成24年歌志内市議会第3回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時12分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 下 山 則 義

署名議員 原 田 稔 朗

